

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、退職手当の期末要支給額(自己都合)に相当する金額を計上している。

(5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

該当なし

(6) 消費税等の会計処理

消費税等については、税込方式による。

3. 会計方針

公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣公益認定等委員会)に基づき作成している。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	13,500,000	0	0	13,500,000
小 計	13,500,000	0	0	13,500,000
特定資産				
退職給付引当資産	445,000	285,200	0	730,200
事業変動準備資産	4,000,000		0	4,000,000
小 計	4,445,500	285,200	0	4,730,200
合 計	17,945,500	285,200	0	18,230,200

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	13,500,000	(13,500,000)	—	—
小 計	13,500,000	(13,500,000)	—	—
特定資産				
退職給付引当資産	730,200	—	—	(730,200)
事業変動準備資産	4,000,000			(4,000,000)
小 計	4,730,200	—	—	(4,445,000)
合 計	18,230,200	(13,500,000)	—	(4,730,200)

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	932,246	912,822	19,424
什器備品	307,188	270,886	36,302
ソフトウェア	309,750	129,062	180,688
預託金	9,310	0	9,310
敷金	8,500	0	8,500
合 計	1,566,994	1,312,770	254,224

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

(貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

科 目	債権金額	貸倒引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
未収金	2,639,000	0	2,639,000
合 計	2,639,000	0	2,639,000

※未収金の相手方は、地方公共団体及び(公社)国土緑化推進機構の為、貸倒引当金を計上する必要がない。

9. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称 (交付者)	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 末残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金等					
国土緑化推進機構交付金 (公益社団法人国土緑化推進機構)	—	410,000	410,000	—	—
緑と水の森林ファンド助成金 (公益社団法人国土緑化推進機構)	—	3,480,000	3,480,000	—	—
森林山村推進交付金 (林野庁)	—	6,000,000	6,000,000	—	—
森林山村交付金 (林野庁)	—	77,647,871	77,647,871	—	—
こうち山の日推進事業費補助金 (高知県)	—	11,306,000	11,306,000	—	—
合 計	—	98,843,871	98,843,871	—	

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

該当なし

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当なし

14. 関連当事者との取引の内容

該当なし

15. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

該当なし

16. 重要な後発事象

該当なし

17. その他

収益事業等会計については該当なし。

人件費、通信運搬費、消耗品費、賃借料、保険料、諸手数料の一部は、事業費割合により配賦している。